

## 国際・全国競技大会参加派遣費交付取扱基準

(目的)

1. この取扱基準は、スポーツ競技大会派遣事業補助金実施要領に基づき、当該国際・全国競技大会及びこれに準じる国際的スポーツ派遣等に参加する選手を奨励し、当該選手の競技力の向上に資するため、派遣費の交付について定めるものとする。

(交付対象)

2. 派遣費の交付の対象となる者は、本市に居住する者及びこれに準ずる者で、生駒市体育協会（以下「協会」という。）、協会を除く競技団体に所属され、又は、個人が当該競技大会等に派遣される場合をいう。

(交付基準)

3. 派遣費は、本市における競技スポーツの競技力の向上に寄与すると認められる次の場合に交付するものである。

(ア) 奈良県の代表選手（監督・コーチ含む）として選抜され、全国大会に派遣される場合。

（国体・全国スポレク祭・ねんりんピック・その他全国大会等、ただし、県内予選並びにブロック大会は含まない。）

(イ) 全日本の代表選手（監督・コーチ含む）として選抜され、国際的競技大会及びこれに準じる国際的スポーツ派遣団として派遣される場合。

（オリンピック、世界選手権大会、アジア大会等、ただし、選抜のための国内予選は含まない。）

(適用の除外)

4. 市が当該大会への参加費用の全部又は、一部を負担する場合には、派遣費は原則として交付しないものとする。

5. 次の大会は交付の対象外とする。

○全国中学校総合体育大会（ただし、市外在学生は除く）

○全国高等学校選手権大会（インターハイ）

○全国高等学校選抜大会

○全国大学選手権大会（インカレ）

(派遣費の額)

6. 派遣費の額は、予算の範囲内で別表の額とする。

(派遣費の交付申請)

7. 派遣費の交付を受けようとする場合、選手（監督・コーチ含む）を派遣する協会、競技団体、又は参加選手（監督・コーチ等含む）は、申請書（別記様式）に次の書類を添えて派遣費の交付を申請するものとする。

○当該競技大会の開催要項

○当該選手（監督・コーチ等含む）の派遣を証明する書類

○その他

(報告)

8. 派遣費の交付を受けた協会、競技団体、又は参加選手（監督・コーチ含む）は、当該競技大会の終了後すみやかに当該選手の成績内容を報告するものとする。

(その他)

9. この取扱基準に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この取扱基準は、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この取扱基準は、平成16年12月1日から適用する。

附 則

この取扱基準は、平成21年4月20日から適用する。

附 則

この取扱基準は、平成25年8月1日から適用する。

派遣費の額

区 分	金 額	
3の(ア)の場合	1大会につき1人当たり 5,000円	
3の(イ)の場合	オリンピック	1大会につき1人当たり 100,000円
	世界選手権・アジア大会等	1大会につき1人当たり 50,000円
	国際的スポーツ派遣団等	1派遣につき1人当たり 25,000円